

長井市の中期財政見通し

令和 2 年 6 月
長 井 市

1 はじめに

この「長井市の中期財政見通し」は行財政の運営及び関連する各種計画を見直す際の参考となるよう今後5年間の見通しを示したものです。

長井市第5次総合計画に基づき事業を実施した場合の歳入と歳出を集計し、その収支を試算しました。収支の試算上の乖離については財源確保対策を行うことにより収支の均衡を図ります。

市民の皆さんのご理解とご協力で成し得た行財政改革の成果により、本市財政は十分とはいえないまでも一定の健全度を保っています。現在、公共施設の整備事業をはじめ、きめ細かなソフト事業など、行財政改革期間中に実施できなかった施策を積極的に進めております。国と地方の社会・経済情勢や人口減少、少子高齢化の状況やそれらの影響も見極めつつ、大型公共施設にかかる起債の元金償還開始の影響による公債費の増嵩も念頭に引き続き適切な行財政運営を継続していきます。

2 試算の前提条件

(1) 試算の対象となる会計：一般会計

(2) 試算する期間：令和2年度から令和6年度までの5年間

(3) 試算の方法

歳出については、令和2年度当初予算を基に、「長井市第五次総合計画」及びその関連計画等に基づく事業に関する経費を集計し、計上しました。新型コロナウイルス感染症の影響等は加味しておりません。

試算における歳入、歳出の推計方法は次のとおりです。

歳 入

① 市 税

市民税については、生産年齢人口の推移、税制改正による影響額等を勘案し推計しました。固定資産税及び都市計画税については、地価の水準や動向、新築住宅の着工状況等を加味して推計しました。

② 譲与税・交付金

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金等については、令和2年度当初予算を基に推計しました。

③ 地方交付税

普通交付税については、令和元年度の交付決定額を基本に、国の地方財政対策が継続することを前提に伸び率を見込みました。基準財政需要額の事業費補正、密度補正及び公債費は個別に加算、減算を行い推計しました。特別交付税については、当面、現行水準が維持されるものと仮定し推計しました。

④ 国・県支出金

実施予定の事業について現行の補助率を適用し推計しました。

⑤ 市 債

実施予定の投資的経費について、現行の起債充当率を適用し推計しました。臨時財政対策債は制度が継続されるものと仮定し推計しました。

⑥ その他の歳入

過去の決算額の推移、各年度の動向などを参考に推計しました。

歳 出

① 人件費

職員人件費は現行の定員適正化計画を基に各年度の職員数を推計しました。

② 扶助費

令和2年度当初予算における措置額を基に各課で推計した各年度の見込額を集計しました。

③ 公債費

既に発行している市債の元利償還金に、投資的経費の財源として発行する予定の市債及び臨時財政対策債の元利償還金を加算しました。

④ 投資的経費

投資的経費に分類される概算事業費を集計し、推計しました。「長井市公共施設整備計画」で実施する予定の市役所庁舎、市民文化会館、学校給食共同調理場、公共複合施設にかかる事業費等のほか、公立置賜長井病院整備にかかる置賜広域病院企業団への補助事業費等も計上しました。

⑤ その他の歳出

「長井市第5次総合計画」に基づく実施計画及び令和2年度当初予算計上額を基に各課が試算した経費を集計し推計しました。

3 試算の結果

試算結果は次のとおりです。

(単位：百万円)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
歳 入	市 税	3,142	3,081	3,113	3,111	3,081
	地 方 譲 与 税	169	169	170	170	170
	交 付 金	715	726	724	724	724
	地方特例交付金	21	17	17	17	17
	地 方 交 付 税	4,280	4,451	4,415	4,407	4,450
	国・県支出金	3,839	2,762	3,014	3,898	2,480
	市 債	6,953	760	921	2,007	613
	(うち臨時財政対策債)	(311)	(305)	(292)	(280)	(269)
	そ の 他	2,400	1,629	1,625	1,624	1,620
	計 (A)	21,519	13,595	13,999	15,958	13,155
歳 出	人 件 費	2,622	2,600	2,579	2,558	2,539
	扶 助 費	2,597	2,592	2,588	2,593	2,596
	公 債 費	1,242	1,331	1,438	1,575	1,845
	物 件 費	2,049	2,243	2,150	1,948	2,054
	補 助 費 等	2,717	2,654	2,679	2,570	2,423
	繰 出 金	1,046	1,053	1,060	1,067	1,075
	投 資 的 経 費	8,212	1,038	1,447	3,603	595
	そ の 他	1,034	1,049	1,042	1,079	1,014
	計 (B)	21,519	14,560	14,983	16,993	14,141
歳 入 ・ 歳 出 差 引 (C) = (A) - (B)		0	△965	△984	△1,035	△986

※ 令和2年度については当初予算額に前年度からの繰越明許費等を加算しています。

4 収支の見通し（財源確保対策後）

試算における収支の乖離については、今後も引き続き、歳入・歳出両面における財源確保対策を講じて収支の均衡を図ります。

（単位：百万円）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
歳入・歳出差引（C）	0	△965	△984	△1,035	△986

歳入 にお ける 対 策	市有財産の処分				7	
	基金の有効活用	△420	167	162	597	
	うち財政調整基金	△240	110	62		
	うち公共施設整備基金	△170	57	100	100	
	うち減債基金	△10			497	
	移住・定住の促進、子育て・教育 環境整備事業等による効果		9	19	29	39
	観光・交流事業等による効果		1	2	4	5
	介護予防・健康づくり・スポーツ 振興事業等による効果		1	1	1	1
	ふるさと納税事業による効果		100	100	100	100
	その他の効果	420	110	110	110	110
	計（D）	0	388	394	848	255
歳出 にお ける 対 策	計画的な事業執行 効率的・効果的事業展開 事務事業の見直し 経常経費の節減 市民との協働 民間・他行政機関との連携 等		747	790	871	647
	不要不急事務の洗い出しによる 節減効果	371				
	基金積立による財源調整・後年度 負担の軽減	△371	△170	△124		△100
	うち財政調整基金	△196				
	うち公共施設整備基金					
	うち減債基金	△175	△170	△124		△100
	減債対策（繰上償還の実施）			△76	△735	△22
	減債対策（繰上償還の効果）				51	206
	計（E）	0	577	590	187	731
	財源確保対策の総額（F = D + E）	0	965	984	1,035	986

対策後の歳入・歳出差引（C + F）	0	0	0	0	0
--------------------	---	---	---	---	---

5 財政指標等について（普通会計）

収支の見通しを基に、地方財政健全化法において財政健全化の判断基準とされる財政指標の試算結果は次のとおりです。

実質公債費比率については、繰り上げ償還等の対策を講じていきますが、大規模公共施設にかかる起債の元金償還が始まることにより上昇し、令和6年度に17%を超えると見込まれます。また、将来負担比率は令和5年度にピークを迎え、約220%となる見込みです。実質赤字比率、連結実質赤字については数値の計上見込みはありません。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—
実質公債費比率（%）	11.9	12.6	14.0	16.0	17.2
将来負担比率（%）	200.8	216.2	215.8	222.6	210.0
地方債現在高（百万円）	23,144	22,717	22,340	22,935	21,871
うち臨時財政対策債等	(5,541)	(5,420)	(5,712)	(5,552)	(5,403)
財政調整基金残高（百万円）	564	454	392	392	392

注1： 実質公債費比率は前3カ年の見込値の平均値です。この比率は財政規模に対する借入金の返済割合を示すもので、地方公共団体の資金繰りにかかる健全度を示す指標です。25%が早期健全化基準（イエローカード）、35.0%が財政再建基準（レッドカード）とされています。また、18%以上になると、起債に際し国の許可が必要となります。

注2： 将来負担比率は財政規模に対する負債の大きさを示す指標で、中長期的な視点で財政を圧迫する可能性をみるための指標です。早期健全化基準のみが示されており、その基準は350%とされています。

注3： 「うち臨時財政対策債等」には臨時財政対策債、地方税減税補填債を計上していますが、これらについては、後年度、地方交付税により全額補てんされる制度となっています。